別記様式第四号（表面）中「日本工業規格」を削る。

（クリーニング業法施行規則の一部改正）

第十条　クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクの構造）	（フレキシブルディスクの構造）
第十四条　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。	**第十四条**　前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（フレキシブルディスクへの記録方式）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第十五条　第十三条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。	**第十五条**　第十三条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式	一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式	二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式
（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面）
第十六条　第十三条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。	**第十六条**　第十三条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）

（狂犬病予防法施行規則の一部改正）

第十一条　狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（鑑札の内容等）	（鑑札の内容等）
第五条　法第四条第二項の規定に基づき市町村長（特別区にあつては、区長。次項及び第十二条第四項を除き、以下同じ。）が交付する鑑札は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する鑑札にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に鑑札を定めたときは、次の第一号から第三号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該鑑札によることができる。	**第五条**　法第四条第二項の規定に基づき市町村長（特別区にあつては、区長。次項及び第十二条第四項を除き、以下同じ。）が交付する鑑札は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する鑑札にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に鑑札を定めたときは、次の第一号から第三号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該鑑札によることができる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字を用いること。	三　前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字を用いること。
四　（略）	四　（略）
2　（略）	2　（略）
（注射済票の交付）	（注射済票の交付）
第十二条　（略）	**第十二条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する注射済票にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に注射済票を定めたときは、次の第一号から第四号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該注射済票によることができる。	3　前項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する注射済票にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に注射済票を定めたときは、次の第一号から第四号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該注射済票によることができる。
一・二　（略）	一・二　（略）